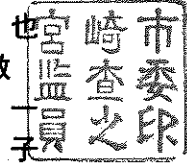




宮監公表第2号
平成31年4月26日

宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶谷欣也
荒木敏
星山健
近藤慶



定期監査措置状況の公表について

平成30年度定期監査の結果に関する措置について通知があったので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

記

- 1 監査の対象部課等
・建設部
- 2 講じた措置の内容
別紙のとおり

(報告様式1)

平成30年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

平成30年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：建設部)

指 摘 事 項 の 内 容	措 置 状 況
<p>【指摘事項】</p> <p>(土木課)</p> <p>①平成29年度の雨水ポンプ場施設の水門操作補助等業務委託(契約単価(税抜):2,462円/時間)の委託料について、委託契約書において「委託料のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額は別途加算する。」と定められているにもかかわらず、消費税抜きの金額が記載された誤った請求書を精査することなく受理し、支払っていた。</p> <p>【正】</p> <p>平成29年8月6日 2,462円×5時間50分×2名×2施設=57,412円 平成29年9月17日 2,462円×9時間50分×2名×2施設=96,804円 計 154,216円 消費税 12,337円 合計 166,553円</p> <p>【誤】</p> <p>平成29年8月6日 2,462円×5時間50分×2名×2施設=57,412円 平成29年9月17日 2,462円×9時間50分×2名×2施設=96,804円 合計 154,216円</p> <p>②平成29年度市外旅行(11月13日~15日:交通費及び宿泊費は協会負担)に係る11月14日の日当について、昼食代は協会負担のため、2分の1に相当する額(1,100円)を支給すべきところ、支給されていなかった。</p> <p>③平成29年度五十鈴川排水ポンプ場自家用電気工作物保安業務委託に係る不良機器の取替について、委</p>	<p>①未支給の委託料については、平成30年度中に追給処理を行う。今後は、支払処理時の精査を徹底し、適正な事務処理を行う。</p> <p>②未支給の旅費については、平成30年度中に追給処理を行う。今後は、旅費支給条例をはじめ関係規則や通知等に基づき、適正な事務処理を行う。</p> <p>③今後は、委託契約書の規定を十分確認のうえ遵守するとともに、財務規則</p>

託契約書に修繕に関する規定がないことから、別途修繕料で支出すべきところ、当初の委託契約額を増額変更し委託料で支出していた。

(用地管理課)

- ①平成 29 年度及び平成 30 年度の準用河川占用許可に係る占用料の減免について、宮崎市準用河川管理規則第 6 条に基づく流水占用等減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた（平成 29 年度：8 件中全件、平成 30 年度：8 件中全件）。また、減免は部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた（平成 29 年度：8 件中全件、平成 30 年度：8 件中全件）。
- ②平成 29 年度及び平成 30 年度の公共物使用許可に係る使用料の減免について、宮崎市公共物管理条例施行規則第 5 条に基づく公共物使用料減免申請書の提出がないにもかかわらず、減免していた（平成 29 年度：8 件中全件、平成 30 年度：8 件中全件）。また、減免は部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた（平成 29 年度：8 件中全件、平成 30 年度：8 件中全件）。
- ③平成 29 年度及び平成 30 年度の道路占用許可について、平成 29 年 8 月 29 日に変更許可している無線携帯電話基地局のアンテナの占用料を変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所として算出すべきところ、共架電線その他上空に設ける線類として算出していた。また、減免は部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた（平成 29 年度 8 月申請分：111 件中全件、平成 30 年度 8 月申請分：137 件中全件）。

【正】無線基地局 4 基

$(1,200 \text{ 円} \times 30\%) \times 4 \text{ 基} = 1,440 \text{ 円}$

【誤】通信用ケーブル 280m

$6 \text{ 円} \times 280 \text{ m} = 1,680 \text{ 円}$

- ④平成 30 年度の市外旅行命令変更（名古屋市 7 月 2 日～3 日）に係る鉄道賃について、事前に台風接近による航空機欠航が判明したため、空港には行かず、名古屋駅から新幹線等により帰宮したにもかか

に基づき適正な事務処理を行う。

①平成 31 年 2 月 1 日以降受付分より、減免申請書の提出があったものについてのみ、部長決裁の上、減免することとした。

②平成 31 年 2 月 1 日以降受付分より、減免申請書の提出があったものについてのみ、部長決裁の上、減免することとした。

③無線携帯電話基地局の占用料について、現年度分については本年度占用料から、過年度分については、3 月補正で予算を確保し、償還金から占用者へ返納する。

また、占用料の減免については、平成 31 年 3 月 1 日以降受付分より別添のとおり様式を変更し、部長決裁の上、減免することとした。

④平成 31 年 1 月 17 日に旅行命令変更申請をし、決裁後に戻入処理を行った。
(平成 31 年 1 月 28 日完了)

ならず、空港－金山駅間の鉄道賃（810 円）を支給していた。

7月3日 復路

【正】

名古屋駅－宮崎駅	J R 運賃	31,000 円
計		31,000 円

【誤】

空港－金山駅	J R 運賃	810 円
名古屋駅－宮崎駅	J R 運賃	31,000 円
計		31,810 円

(810 円戻入の発生)

(道路維持課)

①平成 29 年度道路情報システム更新業務委託（契約額：5,335,200 円）について、1 件 500 万円以上 2,000 万円未満の業務の委託契約に関するものは部長の専決であるにもかかわらず、契約締結伺・支出負担行為書を課長決裁としていた。

①事務決裁規程の遵守と、決裁時の複数人によるチェックを徹底し、適正な事務処理を行う。

(建築住宅課)

①平成 29 年度の退去に伴う敷金の還付について、退去修繕費用負担金（平成 29 年 4 月 28 日起案分）の調定額を 21,600 円で調定すべきところ、消費税を除いた 20,000 円で調定していたため、1,600 円多く還付していた。

①新たに調定を起票し、納付依頼する方針である。消費税表記に留意するよう課内で再確認した上で、今後は、複数の職員による精査を徹底し、適正に行う。

【正】

敷金払出金額：41,400 円、退去修繕費用負担金：21,600 円、還付金額 19,800 円

【誤】

敷金払出金額：41,400 円、退去修繕費用負担金：20,000 円、還付金額 21,400 円

②平成 29 年度及び平成 30 年度の普通財産貸付について、次のような不備があった。

②事務処理手続きについて留意するよう課内で再確認した上で、今後は、複数の職員による精査を徹底し、適正に行う。

ア. 普通財産貸付料について、宮崎市公有財産規則において「貸付期間が 1 年に満たないものに係る貸付料については、月割によるものとし、1 月に満たない場合は、日割とする。」と規定されてい

ア. 貸付期間を主とする貸付料の算定方法について、課内で再確認した。

るにもかかわらず、貸付料年額から貸付料日額を算出し、貸付料日額に貸付日数を乗じたものを貸付料としていたため、貸付料を過大徴収又は過少徴収しているものがあつた（平成 29 年度：23 件中 5 件（過少徴収 3 件、過大徴収 2 件）、平成 30 年度：11 件中 1 件（過少徴収 1 件））。

イ. 平成 29 年度市営住宅浜子団地跡地に係る貸付延長について、延長開始前に申請書を提出させるべきところ、延長開始後に提出された申請書を受理し、遡及して土地賃貸借契約の決裁文書を起案し契約していた。

申請日：平成 30 年 2 月 8 日

貸付期間：平成 30 年 2 月 1 日～平成 30 年 3 月 15 日（平成 29 年 11 月 1 日～平成 30 年 1 月 31 日分の延長）

決裁文書起案、決裁、施行日、調定日及び契約日：平成 30 年 1 月 31 日

③平成 29 年度及び平成 30 年度の行政財産目的外使用許可について、次のような不備があつた。

ア. 平成 29 年度の市営住宅飛江田団地ほかの地下管路に係る行政財産目的外使用料について、長さに 1 m 未満の端数があるときは 1 m として徴収すべきところ、端数のままで徴収していた。

・地下管路 5.2 m

【正】6 m × 26 円 = 156 円

【誤】5.2 m × 26 円 = 135 円

・地下管路 18.6 m

【正】19 m × 37 円 = 703 円

【誤】18.6 m × 37 円 = 688 円

イ. 平成 30 年度の市営住宅広瀬台団地の光通信ケーブルに係る行政財産目的外使用料について、使用料の総額が 100 円に満たないときの使用料の額は 100 円とすると規定されているにもかかわらず、100 円に満たないままの金額を徴収していた。

・市営住宅広瀬台団地の光通信ケーブル

【正】100 円 【誤】72 円

ウ. 平成 29 年度及び平成 30 年度の行政財産目的外使用許可について、使用料の減免を受けようとする

過大・過少徴収については、新たに起票し、還付及び納付依頼する方針である。一部是正済み。

イ. 借受人と密に連絡を取ることで、適正な契約内容の共有及び適正な契約処理を行うこととする。

③事務処理手続きについて留意するよう課内で再確認した上で、今後は、複数の職員による精査を徹底し、適正に行う。

ア. 新たに調定を起票し、納付依頼する方針である。

イ. 処理済み。正しい金額の許可書を交付し、追加納付について相手方了承済み。

（平成 31 年 3 月 11 日現在）

ウ. 減免申請書の未提出については、借受人と密に連絡を取ることで、適正

る者に行政財産目的外使用料減免申請書を提出させなければならないところ、提出がないまま使用料を免除していた。また、使用許可は部長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としているものがあった。

- ・使用料の免除処理誤り：平成 29 年度及び平成 30 年度 市営住宅の高感度地震観測施設設置に係るもの
- ・使用許可の専決区分誤り：平成 29 年度 市営住宅の電話柱設置に係るもの

④平成 29 年度の市営住宅（熊本地震被災による緊急使用）に係る行政財産目的外使用許可について、行政財産目的外使用料減免申請書が提出されていないにもかかわらず、使用料を免除していた（5 件）。また、行政財産目的外使用許可申請書を提出させるべきところ、規則に定めのない一時使用許可申請書を提出させ受理していた。

な契約内容の共有及び適正な契約処理を行うこととする。

④大規模災害時の目的外使用許可において、建築住宅課の運用として一時使用許可申請書を位置づける方針である。

宮崎市監査委員 殿

平成 31 年 3 月 14 日

宮崎市長 戸敷 正

